

林野庁森林整備部計画課 御中

「全国森林計画(案)」に対する意見

令和5年8月23日
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)
※団体としての意見
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

「全国森林計画(案)」に対する意見を提出させていただきます。御検討等のほどよろしくお願いいたします。

記

◆意見1

【該当箇所】 P.1 ※「まえがき」の部分

【意見の内容】

「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」、「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており」とあります。

この部分について、まず「森林は」を「健全な森林は」とする。また、次の「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に…」の「とりわけ」を削除する。

【理由】

本計画案冒頭に、「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」とあります。すなわち、「全ての」森林が多面的機能を有するとしています。

しかし、「森林」の中には、例えば人工林で施業が適切に行われていないため、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の点で、逆に、国民生活にマイナスの影響を及ぼしていると評されるべきものが、今日、各地に多く見受けられます。

本計画案は、このくだりに続けて、「とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており」としています。すなわち、今、国土に広大に広がる人工林が、国土の保全等の多面的機能を発揮し、国民生活に大きな恩恵を与えているとの印象を読み手に与えています。

しかし、周知のとおり、拡大造林等、戦後の積極的な造林は、貴重な天然林を各地で大規模に伐採して造成された部分が多く、国土の保全等の機能の発揮という点では、元の天然林と比較して、その機能は低いと推定されます。多面的機能をどの程度有するかの測定の基準

(レファレンス・レベル) の置き方に問題があります。この点からも、今の森林について、「多面的機能を有して」といると、注釈なしに大括りに評することは、正しいとは言えません。

以上のことから、「森林は、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており」の「森林は」を「健全な森林は」とし、次の「とりわけ」を削除する必要があります。

◆意見 2

【該当箇所】 P.3 ※「第 1 表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」の「生物多様性保全機能」の部分

【意見の内容】

「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。」とあります。

この部分について、「健全な森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与する。」、または、「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与し得る」とする。

【理由】

「全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。」とありますが、生物多様性の保全の点で、逆にマイナスの影響を及ぼしている森林が、今日、各地で多く見受けられます。「全ての森林」が「生物多様性の保全に寄与している」とする判断の基準（レファレンス・レベル）の置き方に問題があると考えます。

以上のことから、「健全な森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与する。」等とする必要があります。

◆意見 3

【該当箇所】 PP.5-6 ※「森林の整備及び保全の目標」の部分

【意見の内容】

「本州北部日本海側」、「関東及び及び中部太平洋側」、「南近畿及び四国東部」、「西日本及び四国西部」並びに「南四国及び九州」の「森林の整備及び保全の目標」の部分において、維持増進が求められる機能として「山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進」等が挙げられています。

この部分について、「北海道」、「本州東北部太平洋岸」、「沖縄」を含め、維持増進が求められる機能として、各地域それぞれにおいて「生物多様性保全機能」を挙げる。

【理由】

生物多様性は、私たちの生存基盤であり、持続可能な地域づくりの基盤です。昨年12月に生物多様性条約第15回締約国会議で、生物多様性に関する新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。農林水産省ではこれを受け、今年3月に「農林水産省生物多様性戦略」を改定し、また、政府全体としても同月「生物多様性国家戦略2023-2303」を閣議決定しています。新たな国家戦略では、「2030年ネイチャーポジティブ」を2030年目標として決定しています。「ネイチャーポジティブ」とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味します。日本の国土の約3分の2は森林であり、2030年目標達成の鍵は、森林政策にあります。

以上のことから、「森林の整備及び保全の目標」において、各地域で維持増進が求められる機能として、それぞれに「生物多様性保全機能」を挙げる必要があります。

◆意見4

【該当箇所】P.9 ※「Ⅱ森林の整備に関する事項」の「1森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」の部分

【意見の内容】

「森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。」とあります。

この部分について、冒頭部分に「流域」を加え、「森林及び流域の生物多様性の保全の観点から…保残に努める」とする。

【理由】

森林での生物多様性保全・回復に向けた取組は、単に川上の森林内の生物多様性の保全に関係するだけでなく、森・川・里・海の生態系ネットワークを介して、川・里・海の生物多様性、すなわち、流域全体の生物多様性の保全・回復に大きく関係するものです。

以上のことから、「森林及び流域の生物多様性の保全の観点から…保残に努める」と、「流域」を加える必要があります。

◆意見5

【該当箇所】P.10 ※「皆伐」の部分

【意見の内容】

「皆伐に当たっては…森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。」とあります。

この部分について、「皆伐に当たっては…一箇所当たりの伐採面積の小規模化、

伐採区域のモザイク的配置などにより、土壌流出を抑止するとともに、適確な更新を図る。」とする。

【理由】

「皆伐」による山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性保全機能等の公益的機能への影響低減策として、伐採跡地を連続させないことを挙げています。「皆伐」については、伐採跡地間に一定幅の樹林帯を確保することとともに、そもそも一箇所当たりの「面積」を公益的機能確保の観点から、小規模なものにすることが重要です。

現計画案は「一箇所当たりの伐採面積の規模・・・に配慮」としてはいますが、「規模に配慮」という不明瞭な表現でなく、「小規模化」と明示することが重要です。また、公益的機能確保の点でこの場合特に重要な「土壌流出を抑止」を、この部分に改めて明記し、文を分かりやすいものとする必要があります。

◆意見6

【該当箇所】 P.10 ※「間伐」の部分

【意見の内容】

「間伐」の部分の第 1 パラグラフの末尾「・・・一定の期間内に林冠がうっ閉するよう、行うものとする」の後に、「ただし、自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林においては、複層林、自然林へ誘導するための環境となるよう間伐を行う」との文言を、独立した新たなパラグラフとして追加する。

【理由】

現計画案の「間伐」の内容は、林業経営に適した人工林の林業的利用のための「間伐」に関することしか述べられていません。森林経営管理制度（森林経営管理法）では、私有林（人工林）約 670 万 ha の約 3 分の 1 に当たる林業経営に適さない森林について、森林環境税及び森林環境譲与税を用い、市町村の管理により、間伐、複層林化、自然に近い森林に誘導していくことが構想されています。本計画案の「間伐」の部分に、このことも記述しておく必要があります。

（参考）参議院農林水産委員会「森林経営管理法案に対する附帯決議」（平成 30 年 5 月 24 日）「本法を市町村が運用するに当たって、・・・「人工林から自然林への誘導」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。」

◆意見7

【該当箇所】 P.10 ※「間伐」の部分

【意見の内容】

「列状間伐の導入に務める。」に続け、「なお、列状間伐を行うに当たっては、山地災害防止機能/土壌保全機能、生物多様性保全機能等の公益的機能の確保の必要性を踏まえ、規模が過大とならないよう規模の適正に留意するとともに、等高線に沿った列状間伐も検討する。」を追記する。

【理由】

個々の林木の形質に関係なく一定間隔ごとの列を機械的に伐採する列状間伐は、「部分皆伐」とも呼ばれ、「皆伐」同様、公益的機能確保の観点から、面積を小規模なものにする必要があります。また、搬出のしやすさから、斜面の上下方向に沿って列状（筋状）に実施されるのが一般的ですが、その施業方法は、森林の山地災害防止機能/土壌保全機能に悪影響を与えます。

以上のことから、列状間伐については、規模が過大とならないように留意すること、また、等高線に沿った施業検討の必要性を、尚書きで追記する必要があります。

◆意見 8

【該当箇所】 P.11 ※「天然更新」の部分

【意見の内容】

「天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより…」とあります。

この部分について、「埋土種子」を加え、「天然更新については、前生稚樹の生育状況、埋土種子の賦存状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより…」とする。

【理由】

天然更新の成否の要因として、前生稚樹の生育状況等とともに、埋土種子の多寡が挙げられます。「埋土種子の賦存状況」を追記する必要があります。

◆意見 9

【該当箇所】 P.18 ※「Ⅲ森林の保全に関する事項」の「1 森林の土地の保全に関する事項」の部分

【意見の内容】

「土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置…適切な措置を講ずる。」とあります。

「法面の緑化」という部分について、「在来種を用いた法面の緑化」とする。

【理由】

法面緑化材等として使用されたハリエンジュ等の外来種の種子が、森・里・川・海の生態系ネットワークを通じて、流域全体に広がり、現在も、各地の河川の自然環境保全上の問題となっています。「Ⅲ森林の保全に関する事項」の「2 保安施設に関する事業」の p.20「治山事業」の部分では「在来種を用いた植栽・緑化」とされています。「1 森林の土地の保全に関する事項」の P.18 においても、「在来種を用いた法面緑化」とする必要があります。

◆意見 10

【該当箇所】 P.20 ※「治山事業」の部分

【意見の内容】

「現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。」とあります。

この部分について、「必要に応じて」を削除する。

【理由】

「現地の実情を踏まえ」と既にかかれているので、「必要に応じて」は、「削除した方が日本語として分かりやすいと考えます。

◆意見 11

【該当箇所】 P.21 ※「野生鳥獣による森林被害の防止」の部分

【意見の内容】

「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。」とあります。

この部分について、「育成複層林の整備」だけでなく、「人工林の天然林化」「自然に近い森林への誘導」を加え、「野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備、また、人工林の天然林化、自然に近い森林への誘導を推進する。」とする。

【理由】

野生鳥獣との共存を進めるためには、人工林の範疇にある育成人工林をやはり人工林の範疇にある育成複層林にしていくこととともに、人工林の天然林化、自然に近い森林への誘導が重要であり、このことについても述べておく必要があります。